

書評 庄声『帝国を創った言語政策：ダイチン・グルン初期の言語生活と文化』
(京都大学学術出版会、2016年、432頁)

Zhuang Sheng, Language Policy of the Great Qing Empire :
Early Linguistic Aspects of Life and Culture

天野尚樹
AMANO, Naoki

はじめに

本書は、ダイチン・グルン（大清国）初期のマンジュ（満洲）語テキストを、主に漢語テキストと対照させながら精密に読み解くことで、この新たな国の多文化・多言語的帝国としてのありようを明らかにしたものである。太祖ヌルハチが1616年に建国したアイシン・グルン（後金国）を太宗ホンタイジが1636年に改称したのがダイチン・グルンである。本書の叙述には、モンゴル文字に基づいてマンジュ文字が創始された時（1599年）以降のヌルハチ時代（在位1616～1626年）も含まれるが、主たる分析の対象となるのは、ホンタイジ時代（在位1626～1643年）から、1644年の北京入関を経て、第三代順治帝時代（在位1643～1661年）までである。

著者は、中国新疆ウイグル自治区伊犁地区チャブチャル・シベ自治県の出身で、現在は東北師範大学（長春市）の歴史文化学院で准教授をつとめる。本書は、日本留学時代に京都大学に提出された博士論文を基にしている。

近年のダイチン・グルン史研究の大きな潮流の一つに新清史（New Qing History）と呼ばれる傾向がある。1990年代以降のアメリカにおけるトレンドで、マンジュ語史料に立脚し、ダイチン・グルン史のマンジュ的性格を際立たせようとするものである。いいかえれば、とりわけ入関以降に漢化したダイチン・グルン史を「中国」史として単色化する歴史観へのアンチテーゼを打ち立てる¹。日本のダイチン・グルン史研究は、本書が主要な分析の対象とするマンジュ語史料『満文原檔』を整理して編纂された『満文老檔』を導入した内藤湖南以来、マンジュ王朝としてダイチン・グルン史をとらえる歴史観は伝統的に存在する。そうした傾向は現在においても杉山清彦²らを中心により精緻化され、またモンゴル史の岡洋樹³らが提起する北アジア的要素も含め、内陸アジア的性格の強い、複合的・多面的帝国としての立体的なダイチン・グルン史像を描く試みはすでに定着している。

自らの部族名をジュシェン（女真）からマ

- 1 代表的な論者の論考として日本語で読めるものに、マーク・エリオット「清代満洲人のアイデンティティと満洲人の中国における統治」『満族史研究通信』第10号、2001年、24-37頁。
- 2 杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』名古屋大学出版会、2015年。
- 3 岡洋樹『清代モンゴル明旗制度の研究』東方書店、2007年。

ンジュへと変更した人びとが、マンジュ・モンゴル・漢地にまたがって統治する複合多民族国家としてダイチン・グルンをとらえ、複数の文化的要素の触変 (acculturation) によって形成されていく多元的文化のありようを明らかにする本書は、こうした近年のダイチン・グルン史研究の先端に定位されるものといえよう。

1 本書の構成と内容

まず、本書の目次を提示する。

序章

第Ⅰ部 マンジュ人と文字文化

第1章 マンジュ人とその名称

第2章 マンジュ人の文字文化

第Ⅱ部 漢文化受容と広がり

第3章 マンジュ人の読書生活について

第4章 17世紀におけるマンジュ人の語る漢文化

第Ⅲ部 グルン文書と印璽の展開

第5章 漢文文書から『太宗実録』の編纂へ

第6章 グルン印璽制度の実態

第7章 グルン文書システムの変容

附論 無圏点マンジュ文字字音

このうち、ウイグル式モンゴル文字を基につくられた無圏点マンジュ文字の言語的特徴を解説する附論は、一見してきわめて高い水準のものであることは明らかだが、評者にはその内容を論評する能力に欠けており、本稿では第Ⅲ章までを書評の対象とする。以下、順を追ってその内容を紹介しよう。

第1章は、ホンタイジがマンジュ人という民族概念を創出する過程に光を当てる。そこ

で注意されるのが、グルン初期の歴史を記録した『満文原檔』にみられるホンタイジの次の発言である。「ジュシェンというのはシベのチョオ・メルゲンに属するぞ」。いうまでもなく、ホンタイジは建州出身のジュシェン人である。しかし、ジュシェンとは異なるマンジュ人という民族概念を創出するにあたって、「シベのチョオ・メルゲン」が差異化の要素として用いられている。つまり、ジュシェン＝シベ人であり、マンジュ人はそれとは異なるという主張である。

従来の研究では架空の人物扱いされてきたこのチョオ・メルゲンが、モンゴル時代のムクリ国王が属するジャト人で、実在の人物であることを突き止めているのが本章の大きな発見である。マンジュ人もシベ人も実際にはジュシェンの後裔であり、ホンタイジにとってもシベ人は重要なパートナーであった。マンジュ人を差異化して創造する政治的必要性がホンタイジにはあったが、その過程にあらわれるモンゴルの要素のなかに著者は、ダイチン・グルンの多文化的要素がすでにあることを見出している。

第2章では、言語生活の基礎である筆記用具、紙・石板・木簡などの書写素材、木版印刷の展開と書物の登場の歴史を概観する。筆や紙などの多くが朝鮮からもたらされていること、遼東に支配を広げるにしたがって印刷術が取り入れられたことなどを指摘し、モンゴルだけでなく、漢文化、朝鮮文化的要素も取り入れながらマンジュ文化が形成されていったことを明らかにしている。

第3章から第5章が本書の白眉といってよい。『満文原檔』をはじめとするマンジュ語史料や漢語史料のテキスト読解によってダイチ

ン・グルンの多文化性の形成過程が実証的に検証される。第3章で特に取り上げられるのは、大明（明朝）時代の国制総覧ともいえるべき『大明会典』をマンジュ人がいかに読んだのかという問題である。この過程の検討を通して著者は、マンジュ人が漢地の文化とどのように接触し、それに反応したのか、この文化触変のプロセスが政策決定にどのように反映されていったのかを問う。著者によればホンタイジは、『大明会典』にある典礼の記述に驚嘆して、それにならおうとした。大明の政治を模範とすべきことを上奏したのは帰順した漢人官僚である。その中心人物のひとりである寧完我は、太祖ヌルハチ時代から仕えてきた人物である。すなわち、建国の当初からマンジュ人は「中国」的な政治制度との接触をおこなっていた。しかし、それは一方的なコピーではなかった。たとえば祭祀での祝文はマンジュ語で語られており、また行政制度も機構的には大明にならった制度を採り入れ、また漢人官僚の漢語官名はそのまま踏襲するものの、マンジュ語での官名も新たに開発していったことが明らかにされている。すなわち、漢地文化の受容過程は、マンジュ文化の変容をもたらしていったことを実証しているのがこの章である。

また第3章では、他のさまざまな漢籍がいかにマンジュ世界に広まっていったかも検証されている。ホンタイジ時代の書房には『遼史』・『金史』・『元史』など多くの漢籍が所蔵されており、それがマンジュ語に翻訳されて読まれていた。それらの書物は、北京などで購入されたもののほか、朝鮮から戦利品として獲得されたものも含まれていた。たとえば、翻訳された『書経』・『詩経』および『四書』

の原典は朝鮮から得られたものである。これらの翻訳書が、すでにヌルハチ時代から読まれていた形跡を著者は見出している。ホンタイジ時代には年少者の読書推進を目指した文教政策も試みられてもいる。ただし、著者の論証によれば、マンジュ人は読書を苦痛と感じる傾向があり、この文教政策は成功しなかったと評価されている。

第4章も同様の流れで、ヌルハチやホンタイジが漢籍の知識をどのように習得したのかを明らかにする。方法は二通りあって、漢語の知識をもつマンジュ（ジュシェン）人パイリンガル家庭教師による読み聞かせから得る（「聞くところ donjici」）方法と、翻訳された書物を自分で読んで得る（「見るところ tuwaci」）方法である。ここでも、マンジュ人知識人だけでなく、漢人知識人の果たした役割は大きい。実際の翻訳に従事しただけでなく、どのような漢籍を優先的に翻訳して読むべきかという選択においても漢人の知識が役立っている。たとえば、ホンタイジの愛読書は『三国志』だったが、そのような偏りのある史書ではなく、正確無比で知られる司馬光の『資治通鑑』を読んで政策決定の範とすべきだとして読むようにホンタイジに勧め、翻訳をおこなったのも大明からの帰順者であった。

またこの章では、『春秋列国志伝』を底本とする『後金檄明万曆皇帝文』のマンジュ語テキストと漢文テキストが比較分析されている。マンジュ語テキストは『春秋列国志伝』の翻訳だが、直訳的なものではない。文章は簡潔で、通読可能なテキストにすることを意図したのだろうと著者は考えている。また、漢文テキストも、原典そのままではない。さらに

簡略化され、読みやすい文体で書かれている。体裁が整っていない面も多い。したがって、原典を背景としながら、マンジュ語テキストから翻訳されたものであろうというのが著者の見解である。これらのテキストは、著者の手で日本語に翻訳されて対照されており、読者もその異同を直接参照することができる。

北京入関前のダイチン・グルン初期の重要史料には、すでに触れたマンジュ語編年体史料の『満文原檔』のほかに、『大清太祖実録』（満漢文）・『大清太宗実録』（満漢文）がある。第5章では、このうちホンタイジ期の実録である『大清太宗実録』（1655年完成）の編纂過程に焦点を当て、その編纂の素材となった漢文・マンジュ文上奏文を参照しながら、テキストの特徴からダイチン・グルン文化の態様を復元しようとする。ヌルハチ・ホンタイジ両ハンの在位期の政治文書は原則マンジュ語である。漢人官僚がハンに上奏する場合、それをマンジュ語に変換する必要がある。ハンへの上奏は文書だけでなく口頭でもおこなわれた。口頭の場合にも、マンジュ人・漢人のバイリンガル官僚が漢文をマンジュ語に訳して読み上げていたという見解を著者は提示している。またハンが発布する重要文書については、マンジュ語・モンゴル語・漢文三体で同時に出されており、多言語政治の一端をかいまみることができる。

ホンタイジ期の漢文上奏文には、ハン自身が話したとされることばが見出される。その漢語は遼東方言であった。『満文原檔』のマンジュ語史料に付されている漢文も、標準的な漢文とは異なっている。それは口語的な要素が強く、文法的にもマンジュ語の要素が混じった漢文だという。いわばピジン語のよう

な、独特の翻訳体漢語がダイチン・グルン初期には用いられている。いいかえれば、文語的・雅文的漢語をあやつるだけの能力が当時のマンジュ人にはまだ備わっていなかったことが反映されている。

そうしたピジンの漢語は、史書『大清太祖実録』の編纂過程にもみることができる。この『実録』には草稿があり、『清太宗実録稿』という。『実録稿』は、基となった『満文原檔』との影響関係がより直截にあらわれる。『実録稿』も「満漢合璧」だが、その漢文は、口語的・俗語的語彙にあふれ、マンジュ語用語の漢字音訳も多く、遼東方言の知識やマンジュ語の知識がなければ理解できない。それが完成稿の『実録』になると、洗練された雅文漢文により近いものになっている。その完成稿のテキストを『満文原檔』、および漢文檔案「瀋陽旧檔」と比較考察した結果著者は、先行研究での指摘とは異なり、『実録』が『満文原檔』の忠実な翻訳なのではないことを明らかにした。『満文原檔』の内容はもちろん翻訳されているが、そこに含まれていない内容が『実録』にはある。それは、「瀋陽旧檔」を史料として用いており、その史料中の俗語的文言を雅文調に修正して編纂したものであることが実証されている。

文書政治的性格の強い「中国」史において、公文書に押される印璽は重要な政治的役割をもつ。第6章は、ダイチン・グルン期の印璽システムの変遷に着目して、文書制度の基本理解に資することを目的としている。ヌルハチが建国したアイシン・グルン（金国）では当初、マンジュ文字で刻まれた印璽が用いられていた。ホンタイジの即位直後、1626年にヌルハチを寧遠で敗退させた大明との講和を

めぐる交渉があった。その際に作成された大明側の文書に、マンジュ文字印璽を5本線で消したものがある。『満文原檔』では、この文書は、印があるという理由で大明側に受領されなかったのだという。大明皇帝の封降を受けずに印璽を用いることは大明の文書システムでは許されないことだった。いいかれば、許可なく印璽を用いた文書を大明に対してハンが発するという事は、マンジュ人国家が華異秩序から離脱し、そのシステムにひびを入れることを意味しているのである。

1635年8月、ホンタイジは、漢文で刻まれた[制誥の印]を獲得した。伝国の璽とされるこの印璽を得たことでホンタイジは、マンジュ・モンゴル・漢の八旗の推戴を受け、国名をダイチン・グルンと改めた。以降しばらくのあいだ、朝鮮平定の際など内政・外交の各場面の公文書でこの漢文印璽が用いられた。そして、順治帝期の入関以後は、マンジュ語と漢文が併記された、満漢合璧の印璽が用いられるようになった。すなわち、マンジュの地と漢地にまたがって君臨する皇帝であることを可視化する象徴となったのである。

第7章は、グルン初期の文書制度史である。アイシン・グルン時代のあらゆる文書を取り扱っていたのは書房 (bithei boo) という機関である。漢人官僚の理解では大明の通政司にあたり、大明の制度同様、政治的権限を一切もたない事務処理機関である。これが、ダイチン・グルンと国号を改めてすぐの1636年3月、史書を編纂する国史院、上奏文や外交文書を処理する秘書院、侍講を担当する弘文院からなる内三院 (bithei ilan yamun) に制度が改められた。内三院はマンジュ人独自の機構で、大明の内閣制度と同様、ハンの側近

として政治的権限をもつ。それが、順治帝期に入った1658年、漢人官僚の主導により、内三院は内閣と翰林院 (bithei yamun) に再編された。ただし、ダイチン・グルンの内閣制は、大明のその完全なコピーではない。大明の内閣の大きな特徴は、票擬制度と呼ばれる皇帝の権限を代行することにあったが、これが即座に導入されたわけではない。さらに、書房以来の翻訳業務が内閣でおこなわれていたことも大きな違いである。これは、政治過程において翻訳が重要な機能を果たしていたことの反映である。また著者は、書房→内三院→翰林院のマンジュ語名称にいずれも「書 (bithe)」を意味する語が継承されていることに着目し、「中国」的な制度への変遷とマンジュ的文化の継続に注意をうながしている。

入関後も、朝廷の政務は基本的にマンジュ語でおこなわれた。しかし、やはり大明の制度にならった中央行政官庁の六部も、マンジュ人・モンゴル人・漢人で構成されていたように、政策決定過程においては三つの言語がとびかっていた。その多言語間をつないでいたのがバイリンガル官僚通事である。「文書とハン」あるいは「ハンと官吏」をつなぐ架け橋としてのバイリンガル官僚の役割は、グルン初期の政治過程分析の重要な焦点であることを著者は強調している。

2 評価

冒頭で触れたように、ダイチン・グルンの多元性を立体的に描き出す試みは世界的な傾向だが、その多くにみられる特徴は、行政・社会組織である八旗制の重要性を強調することにある。つまり、政治史的なアプローチからの多元性の解明が中心である。そうしたな

かで、本書のような文化史的アプローチはきわめてオリジナルなものといつてよい。

ダイチン・グルンの政治過程において翻訳が重要なファクターであることは、1945年成稿、1947年に発表された宮崎市定の名論文「清朝における国語問題の一面」にも明らかである⁴。しかし、その分析は翻訳機関の制度的分析にとどまる。翻訳で生じた文化触変の態様をテキストのなかに読み取り、ダイチン・グルンの文化的多元性を文化の中身そのものにおいて明らかにした本書の功績は大きい。その結果、従来の先行研究が多数覆されていることの一部は、本稿でも言及した。

このようなアプローチを可能にしたのは、まずもって著者の言語能力の高さであろう。著者はシベ語を母語とするシベ人である。シベ人は一般に語学の天才として知られる。著者の故郷であるチャブチャル・シベ自治県は、シベの名が冠された唯一の行政単位だが、人口比率は、漢族、ウイグル族、カザフ族が上位を占めている。したがって、マルチリンガルな生活環境が著者の言語能力を育んだ側面もあろう。またシベ語はマンジュ語の方言といつてよいほど親和性が高い。マンジュ語テキストも母語のように理解できるであろう。遼東方言やマンジュ語が反映された漢文テキストのニュアンスをくみ取ることは、外国人研究者には相当困難だろう。

しかし、評者が高く評価したいのは、そうした生活環境や民族性に還元される語学力だけではなく、著者にとっては文字通り外国語である日本語能力の高さである。すなわち、本文各所に多数掲載されるマンジュ語、翻訳漢文のテキストはすべて日本語に訳されてい

る。そして、その日本語訳には、翻訳漢文テキストなどにあらわれるニュアンスがよく反映されている。それらのテキストの読解能力をもちあわせていない評者が、ダイチン・グルン文化の多元性を、実感をもって本書から読み取ることができたのは、ニュアンスに富んだテキストを、そのニュアンスを生かした日本語で表現してくれているからである。この能力はまなかななものではない。

以上のように、本書は非常に高く評価すべき水準のモノグラフであるが、注文がないわけではない。最大の問題は、初期の文化的多元性を、20世紀初頭までつづくダイチン・グルン史全体のなかで相対化することであろう。マンジュ的性格を強調する新清史をはじめとする近年の傾向は、その性格が濃厚な入関前後の初期に焦点が当てられることが多い。いいかえれば、入関以後に漢化が進むことはやはり事実なのであり、そうした事実を前にして、ダイチン・グルン史全体を通じて、マンジュ的性格の強調がどこまで維持されるのかは疑問であり、また大きな関心でもある。著者は、康熙帝年間（在位1661～1722年）においても、機構の形式は「中国」的でも、その実態にはマンジュ的要素が残っていることに言及しているが（第7章）、その論証は不完全で、どのように維持されていたのかはわからない。

もう一点、より詳しい論証を求めたいのは朝鮮人の役割である。本稿でも若干触れたが、内陸アジア的要素だけでなく、ダイチン・グルンの文化的多元性構築の過程に朝鮮人の役割が大きかった点を指摘しているのは卓見である。しかし、記述の分量においても史料分

4 宮崎市定『宮崎市定全集14』岩波書店、283～337頁。

析の深さにおいてもやや舌足らずの感は否めない。また、朝鮮人も含め、多民族の官僚や知識人が活躍したことは述べられているし、多元性はよくわかるのだが、そこには差異があるはずである。つまり、文化間や民族間の階層性に関する認識は薄い。これは、先に触れた、文化的多元性の相対化という観点からも必要な考察であろう。

本書はマンジュ文化と漢文化の触変が中心

テーマである。しかし、漢人・漢地統治はダイチン・グルン史の一側面でしかない。多民族統治空間において、とりわけ重要なのはマンジュ人統治だったことはつとに指摘されている⁵。朝廷内の文化接触によって変わりゆくマンジュ語やマンジュ文化を、故地のマンジュ人たちはどのようにみていたのか。史料的に困難な課題かもしれないが、著者には解明してもらいたい問題である。

5 たとえば岡田英弘・神田信夫・松村明『紫禁城の栄光：明・清全史』講談社学術文庫、2006年、第10章（原著刊行は1968年）。